

## 恵風会ホームヘルプステーション 訪問介護

### 〈サービスの概要と利用料金〉

#### ① 身体介護コース

日常的な介護を必要とされる方のためにお一人での動作がむずかしい部分を介助いたします。下記のサービスが中心となります。

入浴介助、体拭き（清拭）、洗髪介助、手浴、足浴、  
着替えの介助・整容、移動の介助、体位変換、排泄の介助、食事の介助、歯磨き介助（口腔ケア）、見守り、外出介助 など

サービス提供時間			20分未満				20分以上～30分未満			
時間区分	時間帯	加算率	料金	1割	2割	3割	料金	1割	2割	3割
昼間	8時～18時	100%	1,705	171	341	512	2,552	256	511	766
早朝 夜間	6時～8時 18時～22時	125%	2,123	213	425	637	3,185	319	637	956

サービス提供時間			30分以上～60分未満			
時間区分	時間帯	加算率	料金	1割	2割	3割
昼間	8時～18時	100%	4,043	405	809	1,213
早朝 夜間	6時～8時 18時～22時	125%	5,053	506	1,011	1,516

#### ② 生活援助コース

日常生活全般をサポートいたします。

調理、洗濯、掃除、整理整頓、裁縫（縫い物）、買い物、布団干し など

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日、及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

サービス提供時間			20分以上～45分未満				45分以上			
時間区分	時間帯	加算率	料金	1割	2割	3割	料金	1割	2割	3割
昼間	8時～18時	100%	1,868	187	374	561	2,297	230	460	690
早朝 夜間	6時～8時 18時～22時	125%	2,327	233	466	699	2,869	287	574	861

#### ③ 初回加算

新規に訪問介護計画を作成した利用者の初回の訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合、又は他の訪問介護員が行う訪問介護に同行した場合に加算されます。

④緊急時訪問介護加算（身体介護のみ）

利用者又は家族からの要請に基づき、サービス提供責任者と居宅介護支援事業所の介護支援専門員が連携行い、且つ当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、要請を受けてから24時間以内にサービス提供を行った場合に加算されます。

⑤介護職員処遇改善加算

ヘルパーの処遇改善に供されます。サービス単位の合計に0.137を乗じた金額になります。

⑥介護職員等特定処遇改善加算

ヘルパーの特定処遇改善に供されます。サービス単位の合計に0.042を乗じた金額になります。

〈サービス利用料金〉

☆サービス提供時間は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆サービス利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行う為に標準的に必要となる時間に基づいて介護給付体系より計算されます。

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは利用料金の全額がご契約者のご負担となります。

介護保険給付の支給限度額を越えてサービスを利用される場合は、サービス利用料の全額がご契約者の負担となります。

（3）交通費

岡山市（旧灘崎町、御津町、瀬戸町、建部町は除く）内は無料。岡山市（旧灘崎町、御津町、瀬戸町、建部町は除く）外は岡山市（旧灘崎町、御津町、瀬戸町、建部町は除く）境界から、片道10キロメートル未満は500円、10キロメートル以上は1,000円のご契約者の負担となります。